



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

## 登録第6170787号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)

# UCHIDA

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第10類 医療用の補助器具及び矯正器具

商標権者

(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

埼玉県入間郡三芳町大字上富2048-1

その他別紙記載

# 株式会社UCHIDA

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願2018-128072

出願日

(FILING DATE)

平成30年10月12日 (October 12, 2018)

登録日

(REGISTRATION DATE)

令和1年8月9日 (August 9, 2019)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

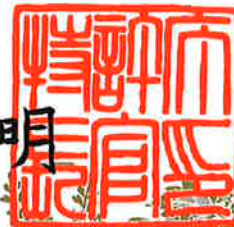
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和1年8月9日 (August 9, 2019)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6170787号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2018-128072 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第12類 車いす，航空機，航空機の部品及び付属品，自動車，  
自動車の部品及び付属品

第17類 プラスチック基礎製品

第40類 金属の加工，ゴムの加工，炭素繊維強化プラスチック  
加工，その他プラスチックの加工

[以下余白]

登録証送付先

住所

〒107-0052

東京都港区赤坂2-21-8

氏名

小西 恵

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6170787号

登録日 令和 1年 8月 9日

出願番号 商願2018-128072

出願日 平成30年10月12日

商品及び役務の区分数 4

納付年分 第10年分まで

領収金額 112,800円

受領日 令和 1年 8月 2日

存続期間更新登録の手続について

- 商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。

- 上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができません。

- 追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされま

- 「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日 (期限日)

令和11年(2029年) 8月 9日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身でお願いします。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
商標担当 内線 2713